

平成26年度第1回ふくしま食の安全・安心推進懇談会 議事録

- 1 日時 平成26年8月1日(金) 13時30分～15時40分
- 2 場所 杉妻会館 4階 「牡丹の間」
- 3 出席者 【消費者代表委員】
小沼 光子 委員
太田 陽子 委員
佐藤 一夫 委員
加藤 幸枝 委員
【生産者・製造者・流通業者代表委員】
遊佐 正広 委員
久保木幸子 委員
松永 雄一 委員
伊藤 信弘 委員
【学識経験者代表委員】
阿部 正 委員
千葉 養伍 委員

4 議事内容

【開 会】

(司会：食品生活衛生課主幹(兼)副課長)

定刻となりましたので、ただいまから、平成26年度第1回ふくしま食の安全・安心推進懇談会を開催いたします。

本懇談会の委員の方々におかれましては、本年7月1日から平成28年6月30日までの任期ということで、新たに委嘱させていただいております。懇談会に先立ちまして、本日お集まりいただきました委員の方々を改めてご紹介いたします。

はじめに消費者代表委員を紹介いたします。福島県消費者団体連絡協議会理事・会津若松消費生活研究会会長の小沼光子委員でございます。

(小沼委員)

小沼です。よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、財団法人福島県婦人団体連合会所属・相馬地方婦人団体連合会役員の太田陽子委員でございます。

(太田委員)

新地町から参りました太田です。新地は宮城県とのほんとに境目なので意外と存じ上げない方もいらっしゃると思いますので、紹介させていただきました。よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、福島県労働福祉協議会事務局次長・福島県生活協同組合連合会専務理事、佐藤一夫委員でございます。

(佐藤委員)

佐藤です。よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、県民からの公募により選ばれました、加藤幸枝委員でございます。

(加藤委員)

どうぞよろしくお願いいたします。加藤でございます。

(司会)

次に、生産者・製造者・流通販売者代表委員をご紹介します。

福島県農業協同組合中央会の遊佐委員でございますが、ただいま若干遅れてございますので、後ほどご紹介したいと存じます。

続きまして、福島県漁業協同組合女性部連絡協議会会長、久保木幸子委員でございます。

(久保木委員)

久保木です。よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、公益社団法人福島県食品衛生協会理事、松永牛乳株式会社代表取締役松永雄一委員でございます。

(松永委員)

松永です。よろしくどうぞお願いします。

(司会)

続きまして、福島商工会議所常議員・株式会社いちい代表取締役社長伊藤信弘委員でございます。

(伊藤委員)

伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

次に、学識経験者委員をご紹介します。

福島学院大学教授、阿部正委員でございます。

(阿部委員)

阿部です。よろしくどうぞお願いします。

(司会)

続きまして、福島大学人間発達文化学類長、千葉養伍委員でございます。

(千葉委員)

千葉です。よろしくお願いします。

(司会)

なお、消費者代表委員の福島県生活研究グループ連絡協議会会長、唐橋勝江委員、生産者・製造者・流通販売者代表委員の福島県青果市場連合会会長、過足満雄委員、学識経験者委員の福島県立医科大学放射線健康管理学講座助手、宮崎真委員の3名の委員につきましては、本日所用のため欠席でございます。

それでは、委員の皆様よろしくお願ひいたします。

続きまして、福島県保健福祉部長より御挨拶を申し上げます。

【あいさつ】

(保健福祉部長)

県の保健福祉部長をしております、鈴木淳一と申します。本日は、皆様お足元悪い中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。また、日頃より県の保健衛生行政に様々な御協力をいただきまして、ありがとうございます。司会からも話がございましたとおり、皆様ご多忙の中、先月から2年間委員をお引き受けいただき、御協力いただけますことを感謝申し上げます。今後とも、さまざまなご意見・ご提言を寄せていただきますようお願い申し上げます。

さて、本県の食の安全につきましては、24年度に「基本方針」と「対策プログラム」を策定いたしまして、「食の安全」、「食の安心」、それから「放射性物質対策」を3つの基本の柱とし、「食の安全の確保」と「安心の実現」に取り組んできているところであります。特に放射性物質対策について申し上げますと、ほとんどの農産物の検査結果は、食品衛生法の基準以下でございます。水産物、山菜・きのこの一部につきまして、基準値の超過が確認されております。このような状況でありますので、今後とも徹底した検査を継続して行っていくとともに、きちんと結果を公表して皆さんにご理解いただき、「リスクコミュニケーション」それから「風評対策」の実施も含めて、不安の解消に努めて参りたいと考えております。

それから、放射性物質とは別の「食の安全」に関する問題といたしましては、最近報道されておりますような、中国の期限切れの鶏肉の問題などがございます。このような輸入食品の問題以外にも県内において、「O157」や「ノロウイルス」を原因とした食中毒が発生しております。特に、夏場を迎えまして、こういったことに対する監視指導の強化を図りまして、県民の皆様のご健康被害の発生防止にも取り組んで参りたいと考えております。

本日の会議でございますが、「プログラム」の25年度の事業実績、それから26年度の事業計画、これらにつきまして事務局から説明させていただきますので、皆様方からはどうぞ忌憚のないご意見・ご提言を賜れますようお願いを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

保健福祉部長につきましては、所用によりここで退席させていただきます。ご了承願います。

(保健福祉部長)

よろしくお願いいたします。(退席)

(司会)

それでは、ただ今、到着されました委員の方をご紹介したいと思います。生産者・製造者・流通販売者代表委員の福島県農業協同組合中央会農業対策部長、遊佐正広委員でございます。

(遊佐委員)

すみません。大変遅れまして申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

【議事】

(司会)

それでは続きまして、ふくしま食の安全・安心推進懇談会設置要綱の第5によりまして、本懇談会の座長の選任をお願いしたいと思います。要綱では委員の互選となっております。委員の皆様いかがいたしましょうか。

(委員席より)

事務局一任。

(司会)

「事務局一任」という発言がございました。事務局といたしましては、前期に座長を努めていただいております、福島学院大学の阿部委員に座長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員席より)

異議無し。

(司会)

「異議無し」の声がありましたので、本懇談会の座長を阿部委員にお願いすることと決

定させていただきます。それでは阿部委員、これからの議事の進行につきましてよろしく
お願いいたします。

(座長：阿部委員)

みなさんこんにちは。このたび座長に選任いただきました福島学院大学の阿部でございます。それでは、円滑な議事進行のためご協力お願いいたします。着座にて失礼いたします。

福島県の食品安全確保対策につきましては、平成23年3月の大震災と原発事故により、放射性物質が放出され、食品が汚染されるという事態に陥ったため、改めて、本県の食の「安全」と「安心」を確保しなければならないという観点から、これまでの基本方針を見直しまして、平成24年度に「ふくしまの食の安全・安心に関する基本方針」と「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」が策定されました。県の関係部局、郡山市といわき市の中核市において取り組みがなされ、現在に至っています。

ご案内のように本日の議題でございますが、ふくしま食の安全・安心対策プログラムの平成25年度の事業実施状況と、平成26年度の事業計画につきまして、事務局から説明をいただくことといたします。また、保健福祉部長のお話にもありましたが、食の安全・安心に係わる事例として、県立医科大学の大規模食中毒事故の発生について事務局からの説明をいただくことといたします。委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。今回、新しく委員となられた方につきましても素朴な疑問などでも結構でございますので、御意見をいただけたらと思っております。

それでは早速議事に入らせていただきます。まず、最初の議題、「ふくしま食の安全・安心対策プログラムについて」、平成25年度事業の実施状況を事務局から説明いただきます。どうぞお願いします。

【1 ふくしま食の安全・安心対策プログラムについて】

【(1) 平成25年度事業の実施状況について】

(事務局：食品生活衛生課主幹(兼)副課長)

それでは、説明させていただきます。資料1をご覧ください。議題1の「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」の(1)平成25年度事業の実施状況について、説明させていただきます。

昨年度実績の説明ですが、はじめに、実施状況の概要と基本施策1、基本施策2の実施状況につきまして、一括して説明しまして、ここで一度委員の皆様から御意見等を頂戴したいと存じます。その後、本プログラムの要でございます放射性物質対策に関する基本施策3の実施状況につきまして、関係課長等から事業順に説明させていただきます。

それではまず、実施状況の概要について説明いたします。資料1の1ページをご覧ください。基本施策1につきましては、食の安全に関する事業として52事業を計画しており、そのうち50事業について実施いたしました。成果目標の達成状況は、次の2ページと3ページに記載してありますが、基本施策1では、17の目標を設定しております。そのうち10の成果目標につきましては、昨年度の現況値と同等又は改善されているという状況です。

次に基本施策2につきましては、食の安心に関する事業として、計画どおり15事業全て実施いたしました。成果目標は5つ設定しておりますが、具体的取り組みが平成25年度から実施されました2つの成果目標を除いた3つの成果目標につきましては、全て現況値より改善されております。

次に基本施策3につきましては、食品中の放射性物質対策として重複事業9つを含む、31事業全てを実施いたしました。成果目標は2つ設定しており、いずれも現況値と同等又は改善されており、食品衛生法に規定する放射性物質の基準値を超過して出荷・流通・販売された食品はありませんでした。

続きまして、取り組みの1つである、放射性物質検査の主な状況につきまして、1ページ中程以降下段をご覧ください。これは県が実施しました、県産農林水産物の主な品目と加工食品の検査状況です。左側が平成23年度まで右側が平成24年度及び25年度の件数、割合を示しておりますが、平成23年度までは暫定規制値、24年度からは新基準値の適用となっております。平成25年度の状況についてですが、農林水産物の玄米については、全量全袋検査を実施した結果基準値を超過したものは、約1,095万点のうち28点のみとなっております。また、野菜・果実、畜産物につきましては、基準値を超過した検体はございませんでした。また、水産物につきましても、基準値を超過した検体は、平成24年度の12.7%から2.8%に大幅に減少しております。一方、山菜・きのこにつきましては、若干減少しており、5.5%が基準値超過となっております。また、加工食品につきましては、基準値を超過したものは28点ございましたが、そのうち24点があんぼ柿等の試験加工品でした。

次に2ページをご覧ください。プログラムに掲げました成果目標と平成24年度及び25年度の事業の一覧です。基本施策1におきましては、17指標のうち7指標が現況値より悪化しております。不良食品の発生件数は、平成24年度実績で44件と現況値より若干減少しましたが、平成25年度は52件と現況値より5件増加しております。⑩の食品の流通販売施設に起因する不良食品の発生件数につきましては、現況値4件に対して、9件と増加しております。これは、小規模店舗における表示違反によるものでございます。なお、基本施策1の不良食品発生件数には、放射性物質によるものは含まれておりません。

次に、3ページの基本施策2と基本施策3につきましては、先ほど申し上げましたとおり、全ての指標について現況値と同等または改善しているという状況です。概要等につきましては、以上です。

次に、基本施策1の実施状況について説明いたします。4ページをご覧ください。基本施策1は、生産から流通に至る食の安全確保に関する指標でございます。

「(1) 安全な食品の生産と供給」の「ア 安全な農林水産物の生産と供給」について、「No.4 有機栽培等の推進」において専門知識を有するコーディネーターを活用したほか、「No.5 死亡牛のBSE検査」においては、1,552頭の検査を実施し全頭陰性であることを確認しました。また、「No.2 GAPの推進」や「No.6 安全・安心きのこ栽培の推進」においては、それぞれマニュアルを周知するなど、安全な農林水産物の生産と供給に向けた7事業を実施しました。

次に5ページの「イ 安全な食品の製造加工」については、「No.1 食品製造・加工に関する技術相談」を1,727件受けた他、「No.2 HACCPの推進」においては、172

回の監視を行うなど、3事業を実施しました。

6ページをご覧ください。「(2) 生産から消費に至る監視・指導の強化」でございますが、「ア 生産段階における監視指導の強化」におきましては、「No.1 農薬適正使用の推進」において、農薬使用者等研修を2,396回実施し49,063名に参加いただいたほか、「No.3 魚類防疫指導」を37件、「No.4 貝毒検査指導」を11回行うなど、計画された7事業の内6事業を実施しました。なお、「No.5 水産物産地市場衛生管理指導」につきましては、全ての産地市場が被災し、水揚げが行われている市場の取扱量も非常に少ないため実施することができませんでした。

7ページをご覧ください。次に「イ 製造加工段階における監視・指導の強化」でございますが、平成25年度食品衛生監視指導計画に基づき、「No.1 食品製造施設の監視指導」について6,828施設、「No.2 食中毒の防止対策」として旅館や仕出し屋、集団給食施設等に対して2,668施設の監視・指導を実施したほか、8ページですが、「No.4 特定給食施設管理事業」につきましては、447施設の巡回指導を行うなど6事業を実施しました。

次に、「ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化」につきましては、「No.1 市場・大型小売店等」につきまして、4,324施設の監視指導を行うなど3事業中2事業を実施しました。「No.2 卸売り市場の品質管理指導」につきましては、震災および原発事故の影響があり、意識啓発セミナーを開催することができませんでした。

次に9ページをご覧ください。「エ 輸入食品に対する監視・指導の強化」につきましては、3,334施設の監視指導を実施し、不適正な表示の輸入食品を1件確認しています。

次に10ページをご覧ください。「(3) 食品表示の適正化の推進」ですが、食品衛生法、JAS法、景品表示法、健康増進法に関する食品表示につきまして、それぞれ、調査、指導、講習会など6事業を実施しましたが、概要でも説明しましたとおり、不適正な表示が多く確認されておりますので、適正な表示に向けた指導の強化を図って参りたいと考えております。

次に11ページの「(4) 食の安全を確保するための検査体制の充実」ですが、検査の精度管理に関しましては、「No.1」と「No.2」の事業を実施したほか、学校給食につきましては、学校給食衛生管理基準に基づきまして、「No.3」、「No.4」の事業を実施しました。また、「No.5」から「No.10」までの事業につきましては、平成25年度食品衛生監視指導計画に基づき実施しましたが、「No.7」の事業で残留農薬基準違反が2件、「No.8」の事業で食品添加物使用基準違反が1件ありました。また、「No.11」から「No.15」までの事業により、食肉の検査を実施するなど食の安全確保のための検査としては15事業全てを実施し、食品の安全性を確認しました。

最後に13ページの「(5) 食の安全に関する調査研究の推進」におきましては、「No.1 残留農薬検査」や「No.2 化学物質検査」など4事業を実施しました。「No.4 ダイオキシン類の調査」では、問題となる値は確認されませんでした。

基本施策1の食の安全に関する実施状況の報告は以上です。引き続きまして、基本施策2の実施状況について説明します。14ページをご覧ください。基本施策2は食の安心の実現に関する事業です。「(1) 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進」につき

ましては、「No.1 消費者への教育事業」において、テレビやラジオによる211回の広報を実施し、「No.2 消費生活苦情処理体制の整備」においては、815回の食品安全相談を実施しました。また、15ページの「No.8 食品衛生講習会」におきましては、出前講座を含めて計537回の講習会を開催するなど、8事業を実施しました。

次に16ページをご覧ください。「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」におきましては、「No.1」から「No.4」までの事業として計9回の懇談会やフォーラムを県内各地で実施し、食の安全・安心に関する不安解消や情報共有を図りました。

次に17ページの「(3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映」につきましては、平成25年7月と平成26年の1月の2回、「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」を開催しまして、「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」の実施状況等に関する意見をいただくとともに、食の安全・安心に係わる情報交換を行いました。

最後に、「(4) 食育の推進」におきましては、「No.1 市町村食育推進計画作成の推進」につきまして、作成市町村が増加するなど、2事業を実施して食育の推進を図りました。

以上が、実施状況の概要と基本施策1、基本施策2に関する実施状況の報告です。よろしくお願いいたします。

【(1) 平成25年度事業の実施状況についての質疑】

(座長)

ありがとうございました。実施状況の概要と基本施策1と2の説明がございました。事前に委員の皆様には資料を配付されていたと思いますが、改めて一読されてぜひ忌憚のない意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

私の方から、二、三お伺いしたい部分がございます。

5ページの「No.1 食品製造加工に関する技術相談」が1,727件と大変精力的に取り組まれていると思いますが、そのうち放射能関係の相談が大部分を占めるということですが、参考までに、どのような内容の相談があるのか具体的な放射能関係の相談という部分を可能な限りで結構ですが、ご紹介いただければと思います。産業創出課が担当となっておりますが、いかがでしょうか。

(事務局：産業創出課長)

はい、産業創出課でございます。放射性物質に関しての相談につきましては、県産品加工支援センター、これは農業総合センターとハイテクプラザのハイテク技術支援センターの両方で行っておりますが、具体的な相談内容につきましては手元に資料がございませんので申し訳ございません。

(座長)

そうですか。わかりました。

では、11ページ、食の安全を確保するための検査体制の充実ということで、特に学校給食の自主点検の実施ということで「学校給食衛生管理基準」に基づき細菌等の検査を実施し、食中毒の防止を図ったということで、活動実績4校、食材の点検が1校と、大変ご努力されてると拝見していたのですが、そこでお伺いしたいのですが、「学校給食衛生管

理基準」にノロウイルス、いわゆる給食従事者にあるいは関係者に対するノロウイルスの検査というのは実際に行われているのか、いかがでしょうか。健康教育課となっていますが。

(事務局：健康教育課長（代理：健康教育課主幹（兼）副課長）)

はい、健康教育課でございます。給食従事者につきましては、保菌検査を毎月定期的実施しております。月2回の保菌状況を点検しております。ただ、ノロウイルスもおそらく検査対象になっていると思うのですが、申し訳ありません、手元の資料では確認できません。

(座長)

ノロウイルス検査は、検査費用が大変に高いので、もし実施していなければ、食の安心のために予算の範囲内で可能な限り実施していただければありがたいと思います。実施されているのであれば結構です。

他に、委員の皆さん質問はありませんか。では、次も私からお伺いします。17ページの食育の推進についてですが、福島県食育応援企業団の登録数の26年度目標値が4社となっておりますが、実績として既に登録数が12社となっております。大変増えたということで、いよいよ、食育の啓発が功を奏してきたと評価をしたいわけですが、この「健康に配慮した食環境整備の推進」という形でこれからも事業を展開をするようですが、増えた理由といいますか、協力企業が理解してくださったという背景はどのようなふうにお考えになっているのか、所管課としての考え方を伺いたいと思います。

(事務局：健康増進課長)

はい、健康増進課です。食育に対する考え方というのが、企業様に非常に御理解いただいております。本日、出席いただいております農協中央会さんをはじめとして、スーパーさん、ガス会社さん、そういった方々が、子供たちの問題、特に子供たちの肥満が震災後著しく増加しているということで、自分たちもできることはやっという考え方が企業様に多く芽生えたことが背景にあるのではないかと考えております。

(座長)

ぜひ、精力的に推進していただきたいと思います。他に、委員の方の御意見を伺いたいと思いますが、太田委員お願いします。

(太田委員)

5ページの「No.5」、事業内容が「BSE検査を実施するとともに原因究明を行います」となっているのですが、実施状況を見ますと「1、552頭を検査し陰性であった」としかなのですが、「原因究明」というのは、ということなのでしょうか。

(座長)

畜産課長、いかがでしょうか。

(事務局：畜産課長（代理：畜産課主幹）)

平成13年頃からBSEが国内で発生いたしまして、死亡牛のBSE検査を平成15年から開始しております。検査は全国的に実施しております、国内で36頭の感染牛が確認されているのですが、最終発生から約7年くらい国内での発生が確認されておられません。昨年度、国際機関から日本は清浄国だと判定を受けまして、今年から食肉衛生検査所での検査は、これまでの24ヶ月以上から48ヶ月以上を対象としたものになってきております。国内の死亡牛の検査は、BSEの「感染牛」か「感染牛でないか」という基準に基づきまして検査・判定しております、それに基づいてもし陽性が出たときは、因果関係、どういう個体に発生したかという究明を行いまして、発生させないよう取り組みをすることとしております。県内では、現在までに陽性を確認した事例はございません。

(座長)

太田委員いかがでしょうか。「原因究明を行う」とされていますが、陰性だから行っていないということですか。

このBSE検査は、精密検査ではなくモニタリング検査のようなものと理解してよろしいでしょうか。

(畜産課長（代理：畜産課主幹）)

死亡牛に関しましては、24ヶ月以上の死亡牛に全頭検査をすると義務づけられておりますので、モニタリング検査というよりは精密検査と考えております。抽出検査というものでもないですから。

(座長)

全頭検査というのは分かります。検査の内容を、伺いたかったのですが、検査結果が、全て陰性でしたのでかまいません。

他に御意見はございますか。はい、佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

質問があるのですが、16ページのリスキ関連で、活動実績が「No.1」で計6回ありますが、参加者数が書いてないので分かれば教えていただきたい。同じく「No.2」も1回でこれも参加者数がないので教えていただきたい。「No.3」は記載があるので分かるのですが、それから「No.4」については、参加者が6名ということで私として非常に少ないな、と思っているのですが、これは何名くらいの参加者を目標にして呼びかけを行っているのでしょうか。どういうセールスをしたとか、検討をしたとか、理由があれば教えていただきたい。もう少し参加していただければよいのではないかと思います。質問いたしました。

もう一つは、情報提供なんですけど、4ページの「No.4」の有機栽培等の推進に係わることで、昨年、私たち生協連では、福島県からの委託を受けまして消費者と生産者の理解交流促進事業というものを行いました。特に有機関係については、11月23日にビックパレットで「ふくしまオーガニックフェスタ」を開催しまして、村田副知事をはじめ、消

費者担当大臣の森まさこ大臣、東北みらいがんばっぺ大使の秋吉久美子さん、という方々にも駆けつけていただいて大盛況のうちに終了したところです。また、県内に首都圏からこのオーガニックフェスタに4回、消費者の方をお招きして、生産者の方あるいは生産現場、米の全量全袋検査、モニタリングセンターを見学していただきました。参加者のアンケートを拝見しますと、全量全袋検査やモニタリングセンターを見て、福島の農産物がしっかりと検査されていることが分かり、非常に安心して購入できるという感想をたくさんいただいておりますので、情報提供として申し上げたいと思います。加えて、大阪と首都圏で都合3回、こちらから出向き県産品を紹介するという取り組みを実施いたしました。多くの消費者の方々に交じってみて、福島農産物の安全性について理解を深めることができたのではないかと考えております。以上、情報提供として報告させていただきました。

(座長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局：食品生活衛生課長)

「No. 1」の消費者・事業者・行政懇談会なのですが、大変失礼しました人数を入れるのを忘れておりました。現在、資料持ち合わせておりませんが、大体で1会場で消費者、事業者、行政あわせて約20名前後だと思います。次回資料から参加者数を記載したいと思います。

(座長)

それから、いわき市さんの新たにジュニア教育ということで実施された事業について説明をお願いします。

(事務局：いわき市保健所長（代理：いわき市保健所生活衛生課長）)

昨年、25年度に初めて開催した事業なのですが、そもそも参加者を10名の募集ということで実施いたしました。参加者を10名とした理由は、スーパーのバックヤードに入るということで、本来は制限された区域で日頃も関係者以外を入れない場所であることから、受け入れ側のスーパーと協議した結果、10名程度であればということで参加人数を決定いたしました。事業の広報の方法は、市内の近隣の小学校に直接お願いする方法をとりました。

(座長)

食育との関係あるいは、社会教育との関係で連携された活動であろうと思います。いわき市さん単独でやるのは大変ご苦労だと思いますが、さまざまなセクションとの連携を図って行うことも一つの手ではないかなと思います。ぜひ今後がんばってください。

他に委員の方で御意見はございますか。伊藤委員をお願いします。

(伊藤委員)

私は、GAPの推進についてお伺いします。実は、私の会社でも、「信頼農場GAP」

という商品を店頭販売しております、参加されている農家さんは非常にご苦労されて、それこそ「手間がかかるので農業をやめる」みたいなことも、時々農家さんから言われているのですが、県においても、並々ならぬ努力をされて農家の皆さんにGAPの周知徹底、推進の強化をされていると思うのですが、ぜひどのように進められているのかを具体的な例から教えていただきたい。なぜこのような質問をするかという、当社において、震災後、地場農産物の地産地消型売場の売上げが落ち込み、2010年度から比較して、先月で85%くらいまでしか回復していないのですが、信頼農場GAPというデータをつけた農作物については、一番売れているもので170%も伸びています。ですから、農家さんにとっても非常に収入面でもプラスになると、私はこの3年半やってきて確信をしています。福島県の取り組みとして、農業生産者の方に対し、GAPを推進していただくよう、リーフレット等を配るなどの活動を実施されているようですが、実際に農家さんに対し又は県農林事務所を通じて農家さんを集めてどのような活動をしているのか伺いたく質問しました。

(座長)

環境保全農業課長お願いします。

(事務局：環境保全農業課長)

環境保全農業課です。日ごろから、株式会社いちいさんにはGAPの推進に取り組んでいただきまして、ありがとうございます。県としては、農産物の安全・安心を確保するため必要であるということで、生産者が農産物の生産段階において、いつ何をしたのかをチェックしていくGAPの取り組みを強力に進めて参りました。現在、156ほどの産地で取り組みが実施されておりますが、震災以降は、放射能対策を組み入れたチェック体制を整え、実施しているところです。ただ、まだまだ農家さんの意識が低い部分もございますし、また我々の普及が十分でないところもございます、消費者の方々にこうしたGAP、生産段階の取り組みを十分に御理解いただけていない面もあると思います。GAPの取り組みについては、県でガイドライン等を作ってございまして、引き続きそれらの取り組みを生産段階でお願いするとともに、GAPの取り組みは、本県の風評払拭の一つの大きな手法になると考えていますので、さらに発展させて、生産者段階だけでなく流通業者の皆様にもお願いをして普及を図っていきたく考えています。

(座長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。時間の許す限り意見をお願いしたいと思います。千葉委員お願いします。

(千葉委員)

12ページの下から2つめの「No.14」のところなのですが、活動実績で104検体を検査し、結果としてサルモネラ2検体、カンピロバクター18検体で合わせると20検体で検出されていますが、104検体中、20検体で検出されることは割合として高いと思います。これは、昨年までの結果がどうだったかはわかりませんが、今年が高いという

ことなののでしょうか。それとも他に高い原因があるのでしょうか。

(事務局：食品生活衛生課長)

鶏の腸内には、もともとカンピロバクターがかなりいるというデータがあります。本県で実施した検査結果の割合は、普通より低い方であると考えます。汚染防止のため、食鳥処理行程において塩素水に浸け、殺菌・洗浄処理を行うという行程もごさいますが、残念ながらカンピロバクターの汚染は完全に取り除けないという実態があります。

(座長)

はじめから鶏にはカンピロバクターがいるものと思って処理をしていただくということが大前提になっているということですね。油断しないで是非お願いしたいと思います。

他にございせんか。松永委員お願いします。

(松永委員)

14ページ、食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進というところで、県の担当課の方々が協力されて色々な施策を実施されており、その中で消費者に対する普及啓発ということで、テレビ・ラジオによる広報の実績が211回と記載されています。私はテレビっ子でテレビをつけっぱなしにしているのですが、どういわけか私のようなおじさんが見ている時間には一度も放映されているのを見たことがありません。どの時間帯にどういう人たちをターゲットで広報活動されたのかお聞きしたいと思います。

(座長)

消費生活課長いかがでしょうか。

(事務局：消費生活課長)

消費生活課でございませう。テレビの広報につきましては、県の広報番組で行っておりまして、消費生活課だけではないのですが、県政全般ということで主に夕方の時間帯とか日曜のお昼前などに放映しています。その中で、我々消費生活課としましても、食品の安全はもとより色々な問題がございませうので、啓発を行っております。

(座長)

はい、松永委員お願いします。

(松永委員)

実は私、前職がテレビマンでございまして、県の広報番組というのは非常に視聴率がよくない。県の広報番組が流れたらチャンネル変えるというのが一般的です。せつかくこれだけのことをなされたのでしたら、県内のマスコミはそれぞれニュース枠をローカルで持っているので、そういったところとタイアップして、情報が流れるようされた方が効果的であると考えます。ニュースの中には、いわゆる「暇ネタ」というものがあるのですが、そういった所で流していただくことがよいかと思います。せつかくこれだけの活動をされ

ているので、視聴率のよくない県の広報番組で放映するよりはもっと効果的に皆様の活動がより広く伝わると考えます。

(事務局：消費生活課長)

今後の取り組みの参考にさせていただきたいと思います。

(座長)

他に何かございますか。よろしいでしょうか。食の安全・安心について、ご説明なりご意見をいただいた訳ですが、成果指標について7つの項目が現況値より悪化しているというデータがございますので、課題の解決に向けて先ほどでた意見も含めまして、今後の施策にぜひ反映されることを期待しております。

それでは、次の基本施策3に進みます。

(事務局：食品生活衛生課主幹(兼)副課長)

事務局からですが、先ほど委員からのご質問にお答えできなかった部分につきましては、後ほど事務局でとりまとめまして、各委員のほうにお知らせしたいと思います。

【平成25年度事業の実施状況について(基本施策3及び資料2)】

(座長)

それでは、基本施策3について、関係課及び中核市から説明をお願いします。

(事務局：環境保全農業課長)

資料の18ページをお開きください。「3 食品中の放射性物質対策の取り組み」でございます。「(1) 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策」ということで、「No.1 食の安全・安心の推進(GAPの推進)」です。GAPにつきましては、先ほど概要を説明いたしましたが、25年度につきましては、GAPの推進マニュアルとして大豆とそばのマニュアルを作りまして、参考資料とともに農家さん向けに配布しております。さらにGAPを推進するためのチラシを印刷し、配布するとともにHP等に掲載をして、GAPの推進を図っています。

(事務局：林業振興課長(代理：林業振興課主幹(兼)副課長))

「No.2 安全・安心きのこ栽培の推進」担当の林業振興課です。本県のきのこ生産者を対象に、県が市町村それから関係団体と協力しまして「福島県安心きのこ栽培マニュアル」を作成して、これをもとにご指導申し上げているところです。このマニュアルは、放射性物質対策とあわせてGAPの実践にもつながる内容となっています。マニュアルには、平成24年度に放射性物質対策を盛り込み、また、表記してありませんが、平成26年3月にさらなる放射性物質に対する改訂を行っております。これによりまして、安全なきのこの生産を促進するという内容です。具体的な取り組みとしては、今回県内の各浜・中・会津の3カ所で、増訂したマニュアルを用いまして、しいたけ生産の方々を中心に説明会を実施しております。さらに県のHPにも改訂版を掲載し、周知を図っているところでござ

います。

(事務局：環境保全農業課長)

続きまして「No.3 ふうくしまの恵み安全・安心推進事業」です。県内で生産されます農林水産物につきましては、緊急時モニタリングの他に、産地側での放射性物質の測定を行っております。この事業は、産地側で測定をする事業です。県で協議会をつくりまして、米の全量全袋検査の機械を整備いたしました。全部で202台を整備し、25年度には、1000万袋を超える米の検査を行っています。園芸品目につきましては、園芸品目用の検査機械を104台整備いたしまして、資料に記載されている点数を検査いたしました。なお、園芸品目で基準値超過はございませんでした。

(事務局：食品生活衛生課長)

「No.4」の食品製造施設の監視指導ですが、これは基本施策1の再掲です。平成25年度食品衛生監視指導計画に基づきまして、6,828施設に対して監視指導を実施しました。放射性物質に関しましても、自主検査の実施や原材料の安全管理等について助言指導を実施しました。

(事務局：環境保全農業課長)

続きまして、19ページをご覧ください。「(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信」です。「No.1 農林水産物等緊急時モニタリング事業」ですが、この事業は、制度に則りまして農林水産物の緊急時モニタリングを実施するという事で、市場に出荷する前に検査を実施しています。25年度につきましては、2万8千点を超える点数を検査しまして、冒頭にございでしたが残念ながら基準値超過が水産物や牧草などで確認されており、419点の基準値超過がありました。

(事務局：水田畑作課長)

続きまして、「No.2 米の放射性物質全量全袋検査」です。こちらにつきましては、先ほど18ページの「No.3」で説明しました、「ふうくしまの恵み安全・安心推進事業」で体制整備をした上で米の全量全袋検査を実施しております。資料にありますように、出荷米はもとより農家の自家消費米やふるい下米まで、県内で生産された全ての米を対象として関係機関と連携して全量全袋検査を実施しております。昨年度末時点で1,095万点ほど検査しており、内訳は資料のとおりです。超過点数につきましては28点で、この時点では市町村で隔離保管ということになっておりますが、今は28点全て処分済みとなっております。

(事務局：畜産課長(代理：畜産課主幹))

続きまして、「No.3 肉用牛の放射性物質全頭検査」です。本県で生産され、出荷される肉用牛全頭を対象に放射性物質検査を実施しております。食品衛生法上の基準値を超えた牛肉が流通しない体制を構築し、県産牛肉の安全性を確保するために実施しております。昨年のお荷頭数は全県で22,009頭で、県外お荷は11都県17カ所のと畜場にお荷

されております。県内は郡山市にあります食肉流通センターに出荷されておりました、そこでサンプリングした牛肉を農業総合センターで検査しております。検査結果ですが、基準値を超過した牛は確認されておられません。検査結果は速やかに報道機関に情報提供するとともに県のホームページに掲載しております。

(事務局：郡山市保健所長（代理：郡山市保健所次長）)

次に「No.4 豚肉等の放射性物質検査（出荷前の行政検査）」ですが、ただいま「No.3」で説明ありましたように、牛については県で実施されておりますので、それ以外の肉、豚、馬、めん羊等の肉につきまして放射性物質等の検査を実施しました。検査検体数としては、5,639検体であり、基準値の超過はありませんでした。

(事務局：自然保護課長（代理：自然保護課主幹）)

「No.5 野生動物の放射性物質モニタリング調査事業」です。イノシシやクマ、ヤマドリ、キジなど、県内で捕獲され特に食肉として使われるような野生鳥獣の放射性物質のモニタリング調査を実施しております。昨年度の実績ですが、調査検体数は303検体で、その内219検体が基準値を超過しております。イノシシで多く超過が確認されています。

(事務局：食品生活衛生課長)

「No.6 加工食品等の放射性物質検査」につきましては、出荷前または流通販売段階での検査を実施しております。中核市における検査を含めまして、7,879検体の検査を実施した結果、基準値を超過した食品が29検体ございまして、うち24検体があんぼ柿等の試験的加工品でした。その他の検体につきましては、基準値を超えるものではありませんが、市場に流通した食品はございません。

(事務局：産業創出課長)

続きまして「No.7」、それから「No.8」です。「No.7」、「No.8」のいずれも事業者の方が自主的に行う検査について、ご支援申し上げるものです。

「No.7」は、郡山市にありますハイテクプラザと会津若松市にあります会津若松技術支援センターで、無料で加工食品の放射性物質検査を実施しております。平成23年度から実施しておりますが、25年度は、2,559件の測定を実施しました。そのうち1件で基準値超過が確認されましたが、市場等に流通しておりません。

「No.8」ですが、こちらは県内に10ヶ所あります商工会議所、それから26の商工会に対しまして、簡易放射性物質検査装置を設置する際の補助を平成24年度より実施しております。県内の加工食品事業者の皆様からの検査を受け付け、昨年度は2,626件の測定を行いました。そのうち2件、基準値を超過した食品がありましたが、いずれも流通しておりません。

(事務局：消費生活課長)

続きまして「No.9 食品等の放射能簡易分析装置整備事業」です。これは住民の身近な公共施設に自家消費野菜等の放射能簡易分析装置を設置しまして、検査を行っているもの

です。昨年度の実績としましては、全市町村で130,440件の検査を行いました。

(事務局：健康教育課長（代理：健康教育課主幹（兼）副課長）)

「No.10 学校給食用食材の放射性物質検査」です。児童生徒の安全・安心を確保するため、市町村及び県立学校に平成23年度、24年度に検査機器を228台を配備し、検査をするための経費等を補助するものです。昨年度は、43市町村と17の県立学校に補助等を行いました。

「No.11 学校給食放射性物質モニタリング事業」です。「No.10」の事業については、給食にする前の食材の検査ですが、「No.11」では給食として調理された1食丸ごとを検査するものです。こちらはより高性能の機械を使って時間をかけて検査を行っています。実績としましては、昨年度2,480検体を検査しまして、6件から検出がありましたが、最大で1キロあたり1.28 Bq/kg という状況でした。

(事務局：放射線監視室長)

続きまして、「No.12 日常食の放射性物質モニタリング調査」です。これは実際にご家庭で調理され、食されている食事の放射性物質を測定する事業です。各市町村から選んでいただいた、乳幼児からご高齢の方までの398名分の食事、これはその方が食べたものと全く同じ物をご提供いただきまして、朝昼晩、間食もあればそれも含めて全部合わせて1つの検体とし検査しました。この結果、放射性セシウムについては、398検体全てで検査を行い、最大で3.2 Bq/kg しか検出されず、非常に低い数値でした。それから一番年齢の低い人の食事については、52市町村それぞれ1検体ずつ放射性ストロンチウムを測定しましたが、非常に低い数値でありました。

(事務局：食品生活衛生課長)

「(3)の飲用水の放射性物質検査の測定結果の情報発信」です。まず、「No.1 水道水の放射性物質モニタリング検査」におきましては、県内全ての水道水について324カ所、12,159件の検査を実施しましたが、管理目標値を超える検体はありませんでした。

次に「No.2」、井戸水等の検査ですが、同じくこの検査におきましても2,524件の検査を実施しましたが、管理目標値を超過した検体はありませんでした。

(事務局：消費生活課長)

「(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進」の項目、「No.1 食の安全・安心アカデミーの開催」です。一般消費者を対象としまして食と放射能に関する知識を普及を図るという目的で開催しまして、アカデミーは3市で6回、のべ335名の参加、シンポジウムは、福島市で1回、126名の参加を得ています。

続きまして「No.2 食品等の放射能に関する説明会(リスクコミュニケーション)」です。一般消費者に身近な生活圏である公民館や集会所などを会場にしまして、32市町村で計65回開催しまして、延べ2,097名の参加を得ております。

(事務局：環境保全農業課長)

「No. 3 食の安全・安心推進事業」ですが、この事業は県内の量販店等の協力を得ながら、産地情報の発信や食育活動を通じまして、信頼回復と食の安全・安心の確保に努めていくという事業です。昨年度は業務委託といたしまして、県内の量販店やJ Aなど6事業者の方にお願ひし、7ヶ月間にわたり活動をしていただいております。

「No. 4」につきましては、先ほど説明しましたので、ここでの説明は省略します。

(事務局：食品生活衛生課長)

「No. 5 飲用井戸水等の安全利用のための普及啓発」ですが、これは住民帰還後における飲用井戸水等の使用に向け、使用再開に当たっての留意事項等を記載した資料を作成し、広報誌等への掲載、飲用井戸水等検査窓口による資料配布等を実施しました。

(事務局：農産物流通課長（代理：農産物流通課主幹）)

次に23ページの「No. 6 「ふくしま新発売。」農林水産物モニタリング情報」です。この事業は、県がこれまで行っております、県産農林水産物等のモニタリング検査の結果について、基準値を超過したものも含め、品目や地図、地域別に簡単に検索できるシステムを構築して公開しているものです。現在まで、25年度のトータルで、549万2千件のページレビューがありまして、日平均で2,669名がご覧になっています。

(事務局：林業振興課長（代理：林業振興課主幹（兼）副課長）)

次に、「No. 7 山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動」です。こちらは、放射性物質検査により出荷等が制限されている山菜・きのこに関する情報の周知、それから山菜・きのこによる食中毒の防止、これは毒きのこなどによるものですが、これらの防止を目的とし、県が市町村などと啓発活動を行っているものです。こちらにつきましては、昨年度県内39市町村で取り上げていただきまして、広報誌あるいはホームページ等で掲載いただいた次第です。また、野生きのこの鑑定につきましては、個別に34件の持ち込みがあり、それぞれ県農林事務所、林業研究センターなどで鑑定しているところです。それから、特に毒きのこの食中毒等に関する情報につきましては、注意喚起として時期を逃さず県のホームページに掲載しています。

(事務局：食品生活衛生課長)

次に、「No. 8 食品衛生講習会の実施」及び「No. 9 食の安全・安心に係わる消費者・事業者・行政の懇談会の開催」です。こちらは先ほど説明しましたので、内容は記載のとおりです。

(事務局：いわき市保健所長（代理：いわき市保健所生活衛生課長）)

24ページをご覧ください。「No. 10 食の安全に関するフォーラム等の開催」です。こちらは、食品中の放射性物質に関する取り組みということをテーマに、消費者の方、食品事業者の方、それから行政の相互理解を深めるという目的で意見交換会を行いまして、一定の不安解消や情報の共有化をはかることができたと考えております。

(事務局：食品生活衛生課長)

次に「No.1 1 ふくしま食の安全・安心推進懇談会」ですが、これも先ほど説明しましたので省略します。

次に「(5)の食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進」です。「No.1 加工食品の放射性物質測定に関する調査」ですが、これは食品中の放射性物質の検査方法に関して、水戻しを要する食品のうち国から検査方法が示されていない食品について、検査方法の研究を行っているものです。昨年度は、「凍み豆腐」「打ち豆」および「麩」についての調査研究を行いました。

(事務局：農業振興課長)

最後になりますが、「No.2 放射性物質除去・低減技術開発事業」ですが、この事業につきましては、農業・林業・水産業の各試験研究機関において、土壌、農作物、林産物、水産物等の放射性セシウム濃度の経年変化や動態を継続的に調査するとともに、放射性セシウムの吸収抑制技術や、樹園地等の除染技術について技術開発を行うものです。平成25年度の活動実績としましては、「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」第3版を公表するとともに、昨年度基準値を超過する米が確認されましたので、「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について」第2版を公表しました。なお、各試験研究機関の成果につきましては、それぞれホームページに公表するとともに、それぞれの機関において、農林漁業者や市町村等関係団体への説明会を随時開催し情報の提供に努めました。

(事務局：食品生活衛生課主幹(兼)副課長)

以上が基本施策3の全事業の実施状況です。

続きまして、資料2をご覧ください。主な農林水産物と加工食品についての放射性物質検査の結果について説明します。

震災発生後から平成25年度までの放射性セシウムの検査結果の時間の経過に伴う推移を表したものです。これまでの放射性物質検査の結果について、時系列にわかりやすくご覧いただくために作成した資料として、広報用としても活用してまいりたいと考えております。

グラフからお解りいただけたと思いますが、野菜・果実につきましては、事故直後に放射性物質が降下・付着した影響から、100Bq/kg超過がみられましたが、平成24年度以降は基準値超過はごくわずかで、25年度においては全て基準値以下であり、うち90%以上が「検出せず」となっております。

次に、山菜・きのこですが、まず、野生の山菜・きのこにつきましては、季節により採取量の変動が大きいため、四半期ごとのデータから推移を読み取ることが難しいところですが、平成25年度においては基準値を超過する検体が全体の約5.5%確認されています。

一方、栽培きのこについては、23年度第4四半期以降(平成24年1月以降)は、全て100Bq/kg以下となっております。

次に、畜産物ですが、23年度などは100Bq/kg超過がみられましたが、24年度下

半期からは全て基準値以下であり、最近の状況をみると約98%が「検出せず」となっております。

なお、畜産物のうち、原乳は23年度第2四半期から全て「検出せず」、鶏卵は、23年4月以降全て「検出せず」となっております。

次に、水産物ですが、事故直後は約半数が100Bq/kg超過でしたが、その後、超過の割合は徐々に減少し、最近では、97%以上が基準値以下となっております。なお、試験操業の開始以降、対象魚種については全て基準値以下となっております。

最後に、加工食品ですが、このデータはあんぼ柿等の試験加工品を除くデータとなっております。23年度は乾燥野草や梅干しなどで100Bq/kg超過が一定数確認されましたが、最近では、超過はごくわずかであります。

以上のように、各食品において、徐々に状況が改善してきておりますが、野生の山菜・きのこや水産物など、一部に超過している食品が見受けられているという状況です。以上、平成25年度の実施状況につきまして、事務局からの説明を終わります。

【質疑（基本施策3及び資料2）】

（座長）

ありがとうございます。基本施策1の「食の安全」、基本施策2の「食の安心」の部分で先ほどご説明いただきました後、ただいま基本施策3の食品中の放射性物質対策について大変詳しくご説明をいただきました。

基本施策3につきまして、みなさまの御意見を賜りたいと思いますが、大変詳細な資料を準備していただきましたので、分かりやすいと思いますけれどもいかがでしょうか。

遊佐委員をお願いします。

（遊佐委員）

3点ほど質問させていただきたいと思います。食品の検査状況を詳しくお知らせいただいたのですが、わたくしどもJAの方でも自主検査ということで、県の補助をいただいて検査機器を導入し実施しているところですが、やはり1kgのサンプルを準備して細かく切り刻んで検査をするということで、慣れてきたとはいいいながらかなり負担になっているところがございます。聞くところによりますと、「非破壊型」の検査機器が何台か県内にも導入されているようで、消費者の方が持ち込む食品も検査できるということなのです。福島市内でそのような検査機器もあるという情報を聞いたもので、そういう機器があれば検査を非常に省力化できると思うのですが、今後の導入・増加の可能性や、スクリーニング検査法として厚労省が承認できる方法であるのかなど、ご説明いただけるとありがたいです。導入の希望もあるので、よろしくをお願いします。

それと、風評が収まっていないということで我々も苦慮しております。県にも色々ご指導いただいている訳ですが、特に米とか肉牛の風評が収まっておりません。今の分析の中でも、肉牛は100Bq/kg以下であり、98%までは「検出せず」となっています。同時に出荷制限になりました宮城県や栃木県、岩手県においては、全国ベースの値段に戻っていますが、福島県は3年4ヶ月過ぎてもなお1県のみ価格が戻っていないという状況でございますので、これは消費者に対する周知の仕方に問題があるのか、あるいは流通上の問

題で、小売りや卸売り業者に対する情報の提供の仕方に問題があるのか、もう少し詳しく分析しないと、いつまでも価格が戻らないという状況が続くのではないかと危惧しております。畜産物の情報提供のあり方や市場の分析の仕方については、検討が必要かと思っておりますが、お考えがあれば伺いたいと思います。

また、ホームページなど様々な媒体で、相当情報発信には努力しているつもりなのですが、このような検査をやっていることを知らない方もおり、県民でも知らない方がいるというデータもあります。なおさら県外、首都圏の方々からは「ほとんど分からない」というアドバイスをいただいております。そういう意味では、例えばゴールデンタイムの時間帯の番組の commercials で情報の発信を行うとか、あるいは、地元紙では毎日伝えていただけてますが、全国紙を使って情報発信を行うなど、もっと目に触れる形で情報発信を行っていかないと、福島県民が努力しているつもりでも他の県では「わからない」という状況ですので、情報発信のあり方にもう一つ工夫が必要ではないかと思っております。この点についてもお聞かせいただけるとありがたいです。

(座長)

3点ほどご質問がございました。一つ目は、非破壊方式検査機器に関する質問でありましたが、担当課お願いします。

(事務局：消費生活課長)

消費生活課です。20ページの「No.9 食品等の放射能簡易分析装置整備事業」に関するご質問ということでお答えしたいと思います。確かに委員のおっしゃるような今の簡易分析のやり方は、1 kg 相当の食品を自分で持ってきて刻まなければ検査ができないという、非常に手間がかかるということで、切り刻まなくても測れる非破壊式機器の要望が非常に多くなっております。このため、今年度、県として予算化しまして、80台の非破壊式の検査機器を導入し、市町村に配備したいと考えております。スクリーニングレベルの問題については、今の機器とほぼ同等程度の性能は確保できるのではと考えております。

(座長)

一般的に50 Bq/kg 未満なら安全であると判断をしているようですが、それは今後の研究なり調査等でも変わってくるのかなと思います。質問の2番目と3番目は関連するかもしれませんが、2番目の質問として、風評被害について、「価格が他県に比べてなぜ戻らないのか」という状況の背景分析について、厳しい言い方をすれば、しっかりやったのかというご質問です。それから3番目として、同じ安全安心な牛肉、野菜であるという情報発信を、県外に情報発信する際の手法が生ぬるいのではないかと、もっと工夫されたらどうかという、私も同感ですが、御意見ですので、事務局お願いします。

(水田畑作課長)

水田畑作課ですが、まず、米についてお話しをさせていただきたいと思います。福島県につきましても、ご承知だと思いますが、全国的にもコシヒカリとひとめぼれが両方とれるのは福島県だけとなっており、良質米の産地という評価をいただいております。それ

が23年の原発事故以降、風評等の問題があって値段が下がってきているところです。特に平成23年産米、24年産米では、全国的に需給がひっ迫していた、要するに供給量と需要量がほぼあっていたということで、本県産の米も、値段は全国平均より若干下がっておりますが、取引されていたという状況です。ただ25年産米については新聞等で報道ありますとおり、米が余っている状態です。全体的には約50万トンの残がでるといいう状況です。供給過剰の状態になると風評が強くなると分析しております。

では、どうしたらよいのかとなりますと、県も悩みを持っているところでございまして、これまで「検査している」ということをどんどんアピールしてきたわけですが、本当にそれがよいのか、検査しているということはまだ危険性が大きいという理解につながる部分があるのではないかと、という考え方であります。今年は供給過剰の状態、非常に米の流通が難しい状況になっておりますけれども、状況を見ながら対応していきたいと考えております。とにかく検査については徹底して行い、PRについては、必要なところに、流通業者さんや販売業者さんにはきちんと伝えていき、消費者に対しては少しPRの方法を考えていかなければならないと考えております。

(座長)

他に何か事務局からございますか。

(事務局：畜産課長（代理：畜産課主幹）)

畜産課です。肉牛関係のご質問がありましたのでお答えしたいと思います。県内には、本宮市場という市場がございまして、和牛の競り等を毎月開催しております。ここでは、大体毎月700～800頭の牛が競りにかけられますが、8～10ヶ月の子牛の競りの価格は全国の平均価格を超えております。ただし、先ほどご質問あったように肉牛として出荷するものについては、色々なレベルがあるのですが、平均いたしますとキロあたり200円、1頭平均に直しますと10万円程度全国と価格の差が出ているというのが現実であり、震災以降それが継続しております。

また、検査の体制につきましては、平成23年以降ふくしま牛の安全性を担保しながら、検査を継続しております。日本食肉消費総合センターという機関とタイアップし、首都圏でシンポジウム等開催しております。昨年は被災県3県を対象に行っていたのですが、今年は福島県だけを対象とした取り組みをしております。その会場で、「福島県の畜産物の美味しさはわかったのだけれども、どこで買えるのか」という質問が最後にございましたが、なかなか「ここで買えます、ここで売ってます、ここで食べられます」というところまでいかないものですから、全農さんとタイアップする形となると思うのですが、福島県産のものが首都圏で買える場所、食べられる場所を中心に今年はPRしていくことを考えております。また、情報の発信については、今まで消費者が対象だったのですが、卸売りの方が値段・相場を決めるということがありますので、そのような方を中心に全農さんとタイアップしてPR活動していこうと考えております。これについては、水田畑作課さんもお答えになりましたけれども、ほぼ同様でございまして。

(座長)

事務局から補足をお願いします。

(事務局：農産物流課長（代理：農産物流通課主幹）)

3点目の御質問で、情報発信に工夫が足りないのではないかという点で、「新生！ふくしまの恵み発信会議」でマスコミの方、学識経験者の方や情報発信戦略のアドバイザーとして県からお願いしている方など、どのような情報発信をしていけば効果的に風評払拭につながるかということを検討しながら取り組んでいます。具体的には、「TOKIO」を広告塔にさせていただいて、福島の農林水産物の魅力をお伝えするという取り組みを中心にしております。安全・安心の部分については、消費者庁の調査でも「検査していること自体知らない」という方が3割ほどいらっしゃるというデータも出ておりますので、そこは課題としてとらえております。CMの方では安全安心編ということで、露出の枠は少ないのですが、そういった枠を作りながら放映しております。また、全国紙の紙面の枠もとってありますので、これらを工夫しながら情報発信して参りたいと思います。

(座長)

他に補足される点はございますか。

(事務局：水産課長（代理：水産課主幹）)

水産課です。1つめの質問、非破壊式検査機器の部分で、誤解の無いように申し上げておきます。先ほど、80台の導入という説明があったのですが、水産物に関します非破壊型検査機器というのは開発されていません。一部試験的に開発されているのもありますが、1つの魚種に限ってであれば検査できるという程度でして、現在、試験操業では38魚種を対象にしていますが、全て非破壊検査するためには38種類の非破壊型検査機器を作らなければならないという、水産物に関してはまだまだそういう段階ですので、誤解の無いように補足します。

(座長)

ありがとうございます。他に事務局で補足される場所ありますか。

それでは、また委員の方からのご質問に戻ります。

太田委員をお願いします。

(太田委員)

農協に出荷する場合、自分でもイチジクなどを出荷するのですけれども、出荷前に測定して、そのデータをつけて出荷しています。わりと、そういうふうな大きな流れの中で検査はきちんとなされていると思うのですが、例えば直売所とか道の駅とかですと、私たちは放射能の測定器があれば検査されていると思うのですが、人の話によると、依頼して測ってもらうような形になっており、その辺の取り決めがはっきりとしていないと思うのですがいかがなんでしょうか。

(座長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局：環境保全農業課長)

環境保全農業課です。農林水産物のモニタリングを担当しております。園芸品目、野菜果物、こういった食品に関しましては産地を考慮して、出荷前に事前検査、これはあくまでモニタリング検査ですので全量とはいかないのですが、産地レベルで、事前にモニタリングして検出されないことを確認したうえで出荷をする体制をとっています。産地での検査については、園芸品目等の検査機器を整備しております、農協さんとか直売所さんなどに整備しまして、産地で測定していただいているということです。なお、緊急時モニタリング、産地側での検査結果もホームページに全てデータを掲載してまして、データベースで検索ができるようになってますので、ぜひご利用していただければと思います。

(座長)

太田委員いかがですか。

(太田委員)

結果というよりは、例えば、店に出す前には必ず測ってもらおうとか、そういう個人個人の取り決めがあるのかどうかということですね。例えば、気にしない人はいつでも黙っていくらでも出していると、気にする人は測ってもらおう、そういうバラツキがあるように思えるので、そこをお聞きしたかった。

(座長)

基本的には、出荷制限という食品は市場には出てこないもので、また、摂取制限という摂取していけない、食べてはいけませんよ、という2種類あるのですが、お店に出ているのは、販売が行える食品、いわゆる基準値を超えていない食品が出ているというふうに思います。これがどこでどのように測定されているかが分からない、ということのようですが、たとえば道の駅などの場合はいかがでしょうか。

(事務局：環境保全農業課長)

説明が不足しておりました。出荷制限されている品目が、残念ながらまだ県内にございます。それにつきましては、園芸品目であれば市町村単位で出荷をしないようお願いしているものでございまして、それらについては、当然出荷されないということで認識してまずし、県のほうでも直売所等を巡回いたしまして、そういう食品が出荷されていないか確認しています。現在出荷されているのは、出荷が始まる前にモニタリング検査をして低いということが確認された上で出荷されているもので、全部を検査するというのは無理ですし、先ほど申し上げたように刻んでから測るので商品価値が無くなるので、あくまで抽出でございます。現在出荷されているのは、当然出荷制限されていませんし、出荷を始める前に事前に検査をしております。

(座長)

ということで、安心していただけたと思います。
それでは、佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

21ページの「No.11」と「No.12」ですが、市町村の結果が非常に低い数値ということで安心はしたのですが、検査結果や調査結果を公表するということになっているのですが、例えばこの1.28 Bq/kgとか3.2 Bq/kgはその数字そのものを公表しているのでしょうか。もしそうであるら少し不親切で、例えばこの数値が低いと分かる方はよいが、どう読んでよいか分からないという方には、年間被曝線量1 mSv となっておりますので、Sv換算して数値を示す等の工夫が必要ではないかと思いました。どのような公表の仕方をしているのか、という点について確認したい。

それから、資料2の水産物関係のところでも少し触れておきたいことがあります。今日は久保木さんがいらっしゃっているのですが、漁業関係につきましては、県が公表するのは100 Bq/kg以下である、という表示の仕方、しかたないと思うのですが、実際漁業者は、50 Bq/kg以上は出荷してません。自主基準で50 Bq/kgという基準を設けてますし、スクリーニングで25 Bq/kg以上でた場合は、精密検査をしてその上で出荷しているという状態ですので、100 Bq/kg以下ではあるのですが、そういう基準で水産物が市場に出回っているのだということを皆さんで認識していただければと思ひまして、追加で発言させていただきます。

(座長)

検査結果の数値の扱いについて佐藤委員から質問がございました。いかがでしょうか。

(事務局：健康教育課長（代理：健康教育課主幹（兼）副課長）)

はい、健康教育課です。こちらの1.28 Bq/kgについては、教育委員会のホームページの中に掲載しておりますが、その際にこれを1年間1日3食、食べ続けた場合どれだけ被曝するかという数値も合わせて公表しています。

(座長)

よろしいですか、補足どうぞ。

(事務局：放射線監視室長)

日常食に関する公表につきましては、測定結果のままの数値、それから年齢層によってとる食事量が違いますので、食した量と換算して一日摂取量としての数値、それから預託線量として年間どのくらいになるかという数値を評価し公表しています。

(座長)

ありがとうございます。
加藤委員お願いします。

(加藤委員)

2点お伺いします。1点目は18ページ「No.2」きのご栽培の推進、それに関連して資料2の山菜・きのこについてです。18ページの安全・安心きのご栽培促進の事業計画のところから5行目あたりに、平成24年度に放射性物質対策を盛り込んだ改訂版を作成しますというありますが、右側で平成26年にマニュアルを一部修正とあるので、修正してさらに改訂版を新たに出すのかどうかというのが一つ。それで、26年の3月にマニュアルの一部を修正したということで、資料2を見ますと、山菜・きのこのところで23年の3～6月の部分が赤とか網の部分が多い。それから、24年の4月～6月も結構多い。それで、だんだん少なくなってきてますが、25年の4～6月が赤の部分が多いということで、季節的な影響があるのかどうか分かりませんので、それが改訂版に反映されるのかどうか、も含めてお伺いしたいと思います。

2点目は、先ほどから話にも出ている「TOKIO」のテレビCMは非常にインパクトも強くて良いと見ているのですが、それについての感想とか、どれくらいの効果が出ているのかが分かりましたら教えていただきたい。ぜひあのようなインパクトのあるCMで安全性を強調してほしいなど見ていて思いますので、以上です。

(座長)

まずは、安全・安心きのご栽培のマニュアル作成の件と、季節性の問題についてお願いします。

(事務局：林業振興課長（代理：林業振興課主幹（兼）副課長）)

林業振興課でございます。まず、18ページにございました先ほどの安心きのご栽培マニュアルにつきましては、24年度に一度放射性物質対策を盛り込んだものを作っています。さらに、平成25年度に、右側の実施状況の説明の所にあります。平成25年10月に国から、新たなガイドラインが示され、これに対応した内容の改訂を行い、改訂版を26年3月に作成して公表させていただいているところです。

次に、資料2の棒グラフについてですが、こちらは、栽培物と野生物が、さらに山菜ときのこが1つのグラフの中に盛り込まれていまして、特に3月～6月については、24年、25年は4月～6月の部分につきましては、野生の山菜の時期でございまして、その情報がこちらに盛り込まれており、野生の山菜につきましては、まだ高い数値のものが確認されている状況があり、こちらにその情報が示されているということです。

(座長)

よろしいですか。加藤委員どうぞ。

(加藤委員)

見る側からすると資料2は非常に不親切で、消費者、主婦として気になるところは、きのこを食べる際に安全かどうかを考えるので、山菜・きのこというひとくくりにした表記は好ましくないと考えます。今の説明だと、春先に野生の山菜が非常に良くないという事だったので、その点分かるようなグラフを作っただけだと思います。

(座長)

私も山菜を測定しているのですが、新聞などで、わらびは安全であると報じられてますが、しかし、場所によって数値が違います。同じ地域でも南側の斜面と北側の斜面も同様です。しかも、わらびの先端と真ん中と根っこではまた違います。したがって、山菜については油断はできません。他の農業生産物は平気なのですが、山菜は分かりません。危ないといっていた筈は、私が測っているところでは、土の中、地上部分、全部 ND です。これはゲルマニウムではなくて、破壊方式の機器で測定しています。ですから、わらびなどは、2 kg くらいの束を採ってきてもらい、先端、真ん中、根っこに分けて測っているのですが、こしあぶらとわらびは必ず数値が出ます。こしあぶらは非常に高い数値が出ています。

それからもう一つ、効果の検証といえますか、PR の効果測定についてどんな検証・点検をしているかという、大変厳しいご指摘だと思いますがいかがでしょうか。

(事務局：農産物流通課長（代理：農産物流通課主幹）)

農産物流通課です。先ほどの「TOKIO」のCMの件につきましては、CMデータバンクにおいてCMについてどのくらい効果があるのかという、CM自体のクオリティの評価とどれくらい見られていたのかを合わせて効果測定をしています。今シーズン春野菜でアスパラガスのCMを6月に流しました。クオリティは非常に高いという評価をいただいてまして、その期に流れているCMのベスト3に入るほどその質は高いという評価をいただいております。しかしながら、今回は中身が良いCMができたのですが、見られている層といえますか、CMを入れた時間帯なり、そのあたりの課題があるのではないかと考えており、その辺で局を絞るとか、お金がかかりますが時間帯をゴールデンの方に当てるですとか、そのあたりの部分をもう少し分析しながら効果的に発信していきたいと思っております。

(座長)

いかがですか。

(加藤委員)

マスコミの力というのは大きいですし、例えば「くまもん」の力なんか見ると、たくさん農産物売れている訳ですから、「TOKIO」というインパクトのあるキャラクターを使って宣伝する、と同時に民報とか民友に出すのも大事ですけど、全国版の、お金がかかりますけど、紙面一つくらい買い占めて、カラーでお金をかけて発信していかないと理解が深まらないのではないかと思います。

(座長)

この予算については、ご検討願います。他にございませぬか。無ければ私から最後に一つだけ、19ページの「No.2」、米の放射性物質全量全袋検査ですが、右側に基準値を超えた米は、市町村等で隔離保管、と書いてあるのですが、先ほどの説明だと処分したと、私の聞き違いかもしれませんが、お話しがあったので、処分というのは具体的にどうということかと、参考までに教えていただきたい。

(事務局：水田畑作課長)

単純に処分というのは、大抵の場合は焼却します。一部、一般廃棄物処理場で埋設というやり方をしているところもありますが、大抵の場合は焼却処分ということです。

(座長)

そうしますと、普通の焼却場で処分ということなんですか。

(事務局：水田畑作課長)

28点くらいですと、一般的な焼却場で処分が可能だと思います。

(座長)

それでは、議題の2番目、平成26年度事業計画についてよろしくお願ひします。

【(2) 平成26年度事業計画について】

(事務局：食品生活衛生課主幹(兼)副課長)

次に、資料3の「(2) 平成26年度事業計画について」説明します。

平成26年度事業計画につきましては、新規事業が1件、事業名や事業説明文の修正が5件、及び成果目標の修正が1件の計7件変更があります。その他の事業につきましては、平成25年度事業を継続して実施いたします。

まず、1ページの基本施策1の部分における「(1) 事業の説明文の見直しについて」ですが、「(1) 安全な食品の生産と供給」の「ア 安全な農林水産物の生産と供給」の項目中「⑦ふくしま園芸パワーアップ事業」ですが、説明文中のプロジェクト名及び内容の一部修正を行ったものであります。なお、資料4の本文では9ページに記載してあります。

次に、「(2) 生産から消費に至る監視・指導の強化」の「ア 生産段階における監視・指導の強化」の項目中「⑤水産物産地市場衛生管理指導」です。この事業の説明文の目的部分の表現を、より広い意味で安全確保を図るという意味で、修正しようとするものであります。なお、資料4の本文では11ページに記載してあります。

次に、2ページです。基本施策2の部分における「(1) 新規事業の追加」です。「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」の項目中【具体的な取組み】に⑤として郡山市が行う「ジュニア食品安全ゼミナール」を追加するものです。この事業は、内閣府食品安全委員会との共催により、中学生を対象として意見交換等を行うものです。なお、本文では5ページと24ページに記載してあります。

次に、「(2) 成果目標の見直しについて」ですが、「(4) 食育の推進」の項目において、平成25年度プログラムから新たに追加した代表指標について、福島県食育応援企業団の登録数ですが、平成26年度の目標値を25年度で達成したため、目標値を上方修正しようとするものであります。なお、資料4の本文では26ページに記載してあります。

3ページです。基本施策3の部分における「(1) 事業名称の見直しについて」ですが、「(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信」の項目中「⑨食品等の放射能簡易分析装置整備事業」です。

本事業は、消費者の身近な場所で自家消費野菜等の検査を実施できるよう、機器の整備及び検査体制の支援を行ってきましたが、機器整備が概ね終了し、事業内容は検査体制の支援が中心であるため、事業名を変更しようとするものであります。自家消費野菜等放射能検査事業に改めるものでして、なお、資料4の本文では33ページに記載しております。

続いて「(2) 事業の説明文の見直しについて」ですが、「(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進」の項目中「②食品等の放射能に関する説明会」です。これは、説明文の内容を現在の実態に即した内容に改めるとともに、平成26年度の取組も付記するものです。なお、資料4の本文では37ページに記載しております。続いて4ページです。

「(5) 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進」の項目における具体的な取り組み、「②放射性物質除去・低減技術開発事業」です。これは、農業以外の林業や漁業における技術開発も含んでいるため説明文の内容をより正確な内容に改めるものです。なお、資料4の本文では41ページに記載しております。

以上の内容を加えまして、資料4の平成26年度のプログラムとして事業を展開していくこととしております。平成26年度事業計画については以上です。

【(2) 平成26年度事業計画についての質疑】

(座長)

平成26年度事業計画については、若干の修正を加え、かつ実態に即して推進を図るといふことではなかろうかと思えます。

事業計画についてご意見をいただきたく思います。いかがでしょうか。先ほどの郡山市の新規事業「ジュニア食品安全ゼミナール」ですが、ぜひ盛況な会になることを期待しておりますので、ひとつよろしくお祈りいたします。委員の皆様ご意見いかがでしょうか。

千葉委員をお願いします。

(千葉委員)

26年度の対策ということで、もう進んでいるのだと思いますが、先ほどの25年度の実績のところでは基本施策の1でいうと17の成果目標の内10は改善できたということでして、少し難しかったというお話もあったのですが、その辺への対応として、今回は特段なにかこういうことをやっていくというのが示されていないのですが、そこにどのように対応していくのかお考えがあればお示しいただきたい。

(事務局：食品生活衛生課長)

25年度の実績で、不良食品52件でしておりますが、内訳を見ますと、食品製造施設が33件、販売施設が17件、学校給食が2件ということになっているのですが、食品製造施設の33件、あるいは販売施設の17件の中で違反が最も多いのが表示違反でした。表示違反の中でも添加物とかアレルギー物質、期限表示など違反が多くなっていますので、その点について立ち入り調査などでダブルチェック体制の強化等についてしっかり指導していきたいと考えております。

(座長)

よろしいですか。平成25年、ご存知のように食品表示法が制定されまして、2年後、来年の6月が施行になるので、そのときに表示についてまた、今まで難しかった、面倒であった内容がどう一元化されて整理されるのか分かりませんが、まだまだ外部にこの表示違反、期限表示についての正しい指導監視というものが行われるのではなかろうかと思っております。

他にご意見ございますか。私からは、4ページ一番最後の放射性物質除去・低減技術開発事業ということで大変精力的におやりになるので、評価したいのですが、なおしの部分で、ただ今事務局からご説明があったのでよろしいかとは思いますが、本事業の説明文について、より正確な表現に修正しますとありますが、あまりにも簡単にさらっと流してしまった気がしますので、実態に即して、例えば除染技術の開発を現行では行うとしてますが、修正後はそれをしながらさらに、放射性物質の吸収抑制技術の開発をするということで、どちらかという除染技術の開発の中に含まれるのかもしれませんが、吸収抑制技術というものは簡単にはできないものですから、新たな試みではなかろうかと思っております。ただ単に内容を正確に記述したのだというだけではなく、一層、新たな研究開発をするんだ、というアピールをした方が、よいのではという感想を持ちましたので、皆さん忙しいところで恐縮ですが、やはり自分のセクションを目一杯、字数の限りもあるのですが、PRされたほうがよろしいのではと思っております。

他に何かございませんでしょうか。この3つの基本施策というのは、26、25、24と3年間でできてますので、26年度が最後の年となりますので、目的達成に向けてより効果的かつ一層計画的な展開を期待しておりますので、是非がんばっていただきたいと思っております。

新事業の追加については、みなさんご理解いただけたのではないかと思います。よろしいですか。

最後に、議題2の最近の食の安全・安心に関する事例について事務局の方からお願いします。

【2 最近の食の安全・安心に関する事例について】

(事務局：食品生活衛生課主幹(兼)副課長)

資料5をご覧ください。「最近の食の安全・安心に関する事例について」ですが、今回は「大規模食中毒の発生について」説明します。

食中毒統計は通常暦年で処理しておりますので、そのような形で説明します。まず、お示しいたしましたグラフは平成20年以降の食中毒の発生件数と患者数を表したのですが、今年の発生状況を見てみますと、今年上半期6月30日までですが、10件発生し患者数は426名、平成20年以降の状況と比較すると、患者数が際立って多いことがわかります。これは、2に示しますような2件の大規模食中毒が発生したことが要因となっております。

1件目は、平成26年2月25日から3月2日にかけて、福島県立医科大学附属病院の一般外来者・職員用食堂で発生した患者数178名のノロウイルスによる食中毒です。

2件目は、平成26年3月28日から4月14日にかけて、会津地区の食肉処理業者が加工した馬刺しにより、1都10県にわたり患者数88名の発生をみた、腸管出血性大腸菌O157による食中毒です。これら食中毒の防止対策ですが、食中毒の発生要因としては調理従事者の手指や調理器具機材の洗浄消毒が適正に実施されなかったことが大きな部分を占めておりますので、県内の保健所においては細菌性食中毒の発生しやすい夏場を中心として、学校給食施設や社会福祉施設など大量調理施設を重点的に巡回監視するとともに、調理従事者を対象とした衛生講習会を開催し、適正な調理作業や衛生管理対策を徹底するよう指導・助言をしてまいります。

なお、資料はこちらまでとなっておりますが、直近の事例としまして、2件ほどご紹介したいと思います。

資料にはございませんが、中国産の使用期限切れ鶏肉の関係でございます。中国の食肉加工会社上海福喜食品が、使用期限が切れた原料を使用している可能性があるという報道がされております。こちら報道機関による報道が先行しておりまして、鶏肉を使用している国内の事業者としましては、日本マクドナルド株式会社や株式会社ファミリーマートであることが報道されております。詳しい調査につきましては、現在、厚生労働省が中国大使館を通じて中国政府に事実の確認を行っている状況です。7月31日現在、保健所に届け出があったのは、国内の事業者としては株式会社ファミリーマートのみです。こちらでは、ガーリックナゲットとポップコーンチキンという2つの商品ですが、7月22日で販売を中止してございます。ガーリックナゲットにつきましては、全国の約1万店、ポップコーンチキンにつきましては、首都圏を中心に10店で販売がありました。本県に関係するのはガーリックナゲットですが、健康被害等の報告はございません。また、日本マクドナルド株式会社によりますと、福島県内での販売はない旨の報道がされております。

それから、ベトナム産の冷凍ししゃもの件ですが、こちら7月22日に山口県の輸入業者伊村産業株式会社がベトナムから輸入しました冷凍ししゃもについて、山口県内の小売店が開梱した際に、異物・汚物と疑われるもの、それから殺鼠剤と疑われる袋が混入しておりまして、輸入業者を管轄する山口県の長門環境保健所が立ち入り調査を行いまして、流通状況の確認、当該商品の販売中止、自主回収及び異物の原因究明など指導しております。厚生労働省では、全国の検疫所に対しまして、伊村産業株式会社の商品は貨物保留とすることを指示するとともに、当該業者の商品については、全箱中身を確認するよう指示しております。また、厚生労働省は在日ベトナム大使館を通じまして、ベトナム政府に対して事実関係の確認、原因究明・再発防止を要請しております。この回収対象品となっております子持からふとししゃもにつきましては、出荷先については調査中ですが、今のところ北関東や東北への流通は確認されていないということです。今のところの状況は以上です。最近の食の安全・安心についての事例については、以上です。

(座長)

ありがとうございます。中国の件、それからベトナムの件につきまして、非常に正確な実態をご報告いただきまして、ありがとうございます。テレビ等の報道を見ると、いかにも、一部やらせではないかと伝わってくるくらいで、やはり正確な情報を常に県民に向けて発信していただくことの重要性を改めて感じた次第ですが、委員の皆様、今回のノロウ

イルス食中毒の件について、あるいはO157について何かご意見ございますでしょうか。
加藤委員をお願いします。

(加藤委員)

福島民報の少し前の記事で見たのですが、中国やベトナムの問題に関して、特に中国から輸入する主な農林水産物として鶏肉調製品が997億、冷凍野菜が750億、生鮮野菜が397億、大豆・油かすが311億、乾燥野菜が276トン、安価で大量に調達できるということで、特に外食産業や流通大手が安く手に入れるということができると量が確保できるということで、中国製品が輸入されているという数字を見て愕然としました。振り返ってみますと、福島県は、これほど食について安心・安全なことを考えているわけで、逆に言うとこれをチャンスとして、福島県がいかに安全な食品を作っているのかというのを、少くとも中国製より高くても国内産の安全な物を購入するというのもアピールしていったら、「安全は値段と直結する」と安いものだけ求めていけば、それが安全とは限らないということ、一般の主婦も消費者も考えなければならぬと改めて思いました。

(座長)

安全にはコストがかかるということでしょうか。

輸入食品に頼らざるを得ない日本の食料はカロリーベースで39%です。倍くらいは輸入に頼らなければならない状況です。輸入時の水際作戦なども実施されているのですが、ひとりひとりも気をつけないといけない時代になっていると思います。やはり、まず地産地消など、県産品を使いながら食品ロスを減らすことが重要でしょう。

その他で、全体を通して、委員の皆さんから、何か言い忘れたとか要望し忘れたとか、感想でも結構ですが、何かございましたらご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

なければ、これにて座長の任を引かせていただきたいと思います。委員の皆様ご協力ありがとうございました。

(司会)

それでは、本日の日程は全て終了です。これをもちまして、平成26年度第1回ふくしま食の安全・安心推進懇談会を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。